

令和8年度 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付要綱第16の規定により、補助事業の公募に係る必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2 長野県（以下「県」という。）の地勢や特徴を踏まえた課題解決に資する先進的なドローン等※や空飛ぶクルマの活用モデル「信州モデル」の構築・事業化を目指す民間事業者等を支援し、新たな事業スキーム創出と県内の社会実装を加速させる。

※航空法において定義される「無人航空機」及び「無操縦者航空機」

(補助対象事業の内容)

第3 以下の要件を全て満たす事業を、「信州モデル」構築に資する事業とする。

【補助事業の要件】

- (1) 県の地勢や特徴を踏まえてドローン等や空飛ぶクルマの利活用の社会実装を目指す事業であること
- (2) 事業のスキーム、飛行方法・経路・場所・距離・運搬物・採算性・環境整備方法などが、現行手法と比較して独創性、革新性、モデル性がある又は現行手法の低コスト化、効率化等につながり実用可能性が高いこと
- (3) 県内複数市町村に跨る課題の解決又はイノベーション創出に資する事業であること
- (4) 県を題材に行われる調査※又は県内で実証実験を行う事業であること
※実証実験を伴わない調査事業も対象。事業化に向けて必要な環境調査（通信・電気・植生・建造物・地形・天候等）、市場調査（人流・需要・顧客・関係ビジネス等）、意識調査（空飛ぶクルマを含む空モビリティの理解・社会受容性等）など

2 「信州モデル」構築に資する調査・実証テーマの例を以下に示す。なお、県が令和5年3月14日に公表した『信州「空モビリティ×山岳高原イノベーション」創出ビジョン・ロードマップ』においては、信州モデルの構築に向けた展開イメージとして「山岳先進事例の創出（物流/遭難対策/自然保護/観光利用等）」と例示している。

【調査・実証テーマ例】

- (1) 山間部・過疎地での生活利便性を維持する物流ビジネスモデル検証
- (2) 山間部・過疎地でも安心して暮らせる災害対応・医療分野での利活用実現
- (3) 山岳観光の魅力を支える山小屋の維持・負担軽減を実現する新たな物流手段確保
- (4) 山岳遭難や火山災害等での迅速な行方不明者捜索・人命救助への活用
- (5) 自然環境の保護や観光振興に資する新しいサービスの提供
- (6) 県内複数地点や複数用途での利活用により採算性を確保するなどの新たなビジネスモデル構築

3 以下のいずれかに該当する事業は、内容に関わらず交付対象としないこととする。

【補助対象外とする事業】

- (1) 申請事業の範囲内において、国又は県が支出する他の支出金及び補助金の交付を受けた事業
- (2) 申請事業の範囲内において、国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(事業費及び補助率等)

第4 事業費及び補助率等は以下の各号のとおりとする。

- (1) 予算総額20,000千円の範囲内で複数事業を採択
- (2) 1事業当たりの補助上限額：5,000千円
- (3) 1事業当たりの補助下限額：1,000千円
- (4) 補助率：補助対象経費の1/2以内

※補助金の額は、補助対象経費の合計に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

(補助対象経費)

第5 補助金の対象となる経費は、次表に掲げる経費区分とする。いずれも、交付決定日以降に契約が行われ、事業完了日までに支払いが完了した経費が対象。全て消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(1) 経費区分ごとの内容説明

経費区分	内容
謝金	外部からの各種専門家（コンサルタント、技術士、民間企業の技術者等）の技術指導受入や相談、調整役に要する謝金の経費 【注意事項】 ① 支出単価の根拠が補助事業者の定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものであること ② 指導内容、頻度、金額等が明記された契約書等を締結し、補助事業者に成果物等が帰属されるものであること
消耗品費・原材料費	事業の実施に直接使用し消費される消耗品、原材料の購入に要する経費（単価10万円未満のもの） 【注意事項】 ① 購入する数量は必要最小限にとどめること。補助事業終了時点での未使用残存品は補助金の対象外とする ② 購入した原材料については受払簿（任意様式）を作成し、受払いを明確にすること。また、仕損品やテストピース等は保管しておくこと（保管が困難な場合は写真撮影による代用も可）

経費区分	内容
装置・システム 購入費	<p>事業の実施に直接使用される装置・システムの購入に要する経費</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 補助事業により取得又は効用の増加した単価 50 万円以上の財産については、その財産管理に関する規程を定め、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。</p> <p>② 補助事業により取得又は効用の増加した単価 50 万円以上の財産を、当該財産の耐用年数経過前に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保）する場合は、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金財産処分承認申請書（様式第 14 号）の提出により事前に承認を受けること。</p> <p>③ 当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させる場合があること。</p> <p>④ 耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に準じること。</p>
機器等リース料、使用料	補助事業の遂行に必要な機材借料及び会場借料、物品等の使用料や借料
委託費	<p>補助事業の遂行に必要な試験分析、有効性・安全性の評価、事業性評価に要する市場調査を委託するために要する経費や、操縦、整備、各種申請、プログラム制作、加工、組立、設計等を外注するために要する経費</p> <p>【注意事項】</p> <p>委託する場合は、委託内容、金額等が明記された契約を締結し、補助事業者に成果物等が帰属されるものであること。</p>
保険料	補助事業を遂行する上で、安全確保のために必要となる保険料
広告宣伝費	<p>チラシ・パンフレット・ポスター・動画等の製作（企画、デザイン、製作等）及び広報媒体等を活用するための経費</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 補助事業の遂行上必要な、利用者や住民への広報を目的としたものが補助対象であり、単なる企業の P R や営業活動に活用される広報費は補助対象外とする。</p> <p>② 展示会等の出展に要する経費は対象外とする。</p>

経費区分	内容
設置工事費 (空飛ぶクルマ型のみ対象)	飛行のための機器や設備等の設置に必要な工事に要する経費 【注意事項】 ① 建物の新築や恒久的な施設整備に係る費用は対象外。 ② 土地の購入費や借地料は対象外。 ③ 工事に伴う設計費や申請手数料は、別途必要性が認められる場合に限り対象とする。
安全対策費 (空飛ぶクルマ型のみ対象)	実証実験や運用における安全確保のために必要な措置に要する経費 例：飛行区域の立入禁止措置、警備員の配置、安全柵の設置など 【注意事項】 ① 通常の業務における一般的な安全管理費（例：事務所内の安全対策）は対象外。 ② 過剰な警備体制や不必要な設備は対象外とする場合がある。
運搬費 (空飛ぶクルマ型のみ対象)	機体や機体に付随する機材、資材、機器等を実施場所まで輸送するために要する経費 例：空飛ぶクルマやヘリコプターの輸送、それに関連する機器の搬入・搬出費用など 【注意事項】 ① 通常の通勤・移動に係る交通費は対象外。 ② 過度な梱包や特別仕様の輸送手段は、必要性が認められない限り対象外。
印刷製本費 (空飛ぶクルマ型のみ対象)	イベント案内看板、誘導表示、説明パネル等の掲示物、事業目的に資する内容を含むノベルティ類など、イベント運営や理解促進を目的とした印刷物に要する経費 【注意事項】 ① 恒久的な設置を前提とした看板や構造物は対象外。 ② 広告宣伝を主目的とする印刷物は対象外。 ③ 過剰な部数や高級装丁など、必要性を超える仕様は対象外。

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

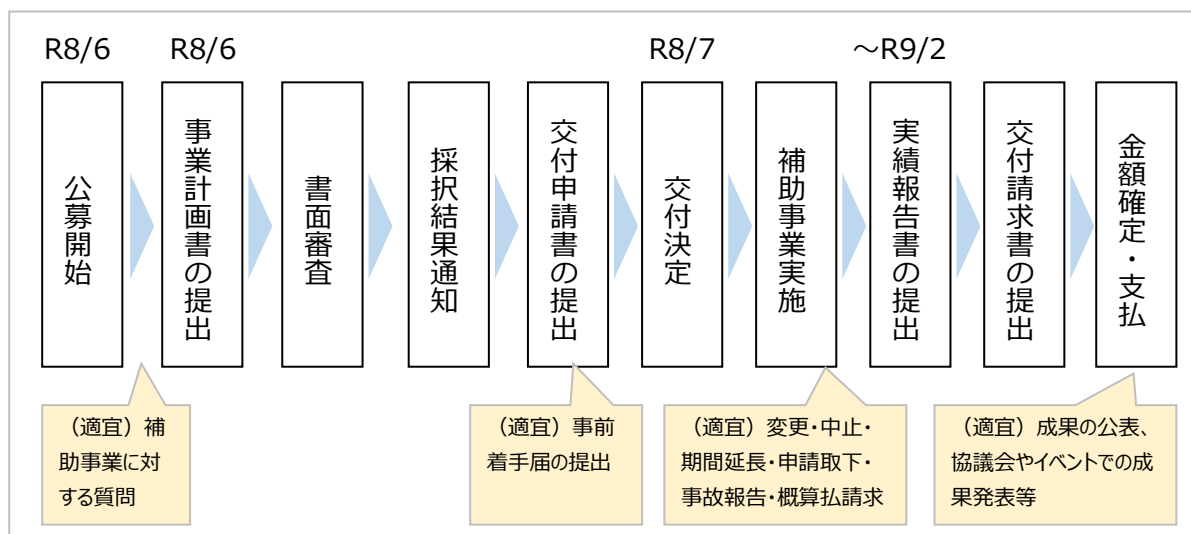
- ア 補助事業による成果が目的に資するものでない場合、補助対象経費として認めない場合がある
- イ 補助事業の遂行に当たっては事業費の経理区分を明確にすること。当該事業に使用したものと明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものを補助対象とする
- ウ 連携事業者間の取引にかかる費用を補助対象経費に含めることができるのは、利益を計上しない原価取引（市場取引価格未満）で調達する場合に限る。また、自社調達を行う場合には製造原価等とする
- エ 支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込とする
- オ 以下の経費は補助対象としない。
 - 光熱水費や通信費などの経常的経費
 - パソコン、事務プリンターなど汎用性のある備品費

- 文房具などの事務用品等の消耗品代、書籍代
- 取引に係る消費税及び地方消費税
- 金融機関などへの振込手数料
- 公租公課（関税を含む）
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（事業期間）

第6 交付決定日から事業完了日までとする。ただし、事業は令和9年2月26日(金)までに完了すること。

【次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金スケジュール（予定）】



（応募資格）

第7 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。要件を満たす複数の者の連名（共同企業体）による応募も可能とする。

【応募参加要件】

- (1) 企業等の法人格を有する団体又は個人事業主であること（以下「事業者等」という。）
- (2) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは事業実施までに確実に受けること
- (3) 実施する事業内容、飛行レベル等に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者ではないこと
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- (8) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住

民税（個人の市町村民税・県民税）を滞納していないこと

(9) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること

【応募する上での留意事項】

- (1) 同一の事業者等による、複数事業の応募も可能とする。ただし、事業主体を完全に同一とする事業については、審査にて複数事業の評価が高かった場合であっても、1事業までしか採択しない場合がある
- (2) 複数の独立した共同企業体による応募において、同一の事業者等がそれぞれ参加している場合には、前項に関わらず複数事業を採択できるものとする
- (3) ドローンと空飛ぶクルマの応募件数に偏りがある場合、全体の応募状況を踏まえて、採択件数を調整することがある

(応募手続)

第8 応募に関する手続は以下の各号のとおりとする。

(1) 募集期間

令和8年6月1日(月)から6月26日(金)17時まで(必着)

(2) 提出先

長野県企画振興部DX推進課 担当 吉澤、青木、森

電話番号(代表) 026-232-0111(内線: 5157)

(直通) 026-235-7072

メールアドレス dx-promo@pref.nagano.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。ただし、提出時には電話で(2)の担当者に到達確認すること

(4) 提出書類及び提出部数…各1部

ア 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金事業計画書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第1号の2)

ウ 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金実施計画書(様式第2号)

エ 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金経費内訳書(様式第3号)

オ <適宜> 事業内容を説明する資料、使用する機体の仕様・性能等が分かる資料、国土交通省への登録状況・内容が確認できる資料、ドローン操縦者の保有資格等の認定書等の写しなど(任意様式)

※「レベル3飛行」、「レベル3.5飛行」、「レベル4飛行」による事業等を実施する場合には、各飛行レベルに応じた性能・認可を得たドローン、及び操縦士を手配すること

カ その他添付書類

- 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していることが確認できる書類
- 社会保険に加入していることが確認できる書類
<加入義務有の場合>
 - ・労働保険: 申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等
 - ・厚生年金保険、健康保険: 申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

＜加入義務無の場合＞

・貸金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

- <共同企業体の場合> 共同企業体協定書（写し・任意様式）
- <事業計画において 50 万以上の財産の取得を予定している場合> 財産の管理に関する規程その他これに類する書類

(5) その他

ア 提出書類の各様式は下記 Web ページからダウンロードすること

<https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-promo/2010kobo.html>

イ 提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする

(対象事業の選定)

第9 応募事業から、補助金の交付対象事業を選定する手続は以下の各号のとおりとする。

(1) 選定方法

ア 7月上旬頃（予定）に書面審査を実施し、総合的に評価し選定する

(2) 評価方法

ア 県が設置する審査委員会において、評価基準に基づき、提出書類の内容を評価する

イ 審査委員会は非公開で行う

ウ 必要に応じて提出内容のヒアリングや追加資料の提出を求める場合がある

(3) 評価基準

ア 事業の「信州モデル」としてのモデル性、公益性、テーマ性

（県の特徴や地域課題を的確にとらえ、社会実装に向けて適切なテーマ設定をしているか）

イ 事業の独創性、革新性

（全国に先駆けた先進的なビジネスモデル構築を目指しているか）

ウ 事業の社会実装に向けた実現可能性

（調査・実証に留まらずに県内で社会実装させる道筋が描けているか）

エ 事業実施体制、進め方

（事業に必要な組織、人員体制、役割分担、業務遂行体制等を確保・整理できているか）

オ 事業費の妥当性・効率性

（事業実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果からみて適切な範囲内か）

(4) 選定結果の連絡

ア 採否を問わず、県から応募事業者等に対して文書により通知する

イ 採択の通知を受けた事業者等は、補助金の交付を受けるため次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付申請書（様式第4号）を提出すること

ウ 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金事前着手届（様式第5号）を提出すること

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

ア 第7に定める応募資格に該当しない場合

- イ 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 審査委員等に対して、審査前に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 応募書類に虚偽の記載を行った場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

※採択後であっても、いずれかの失格事由に該当することが発覚した場合、採択を取り消す場合がある。

(補助対象者の遵守事項)

第10 補助金の交付決定を受けた事業者等は、以下の条件を遵守すること。

- (1) 交付決定を受けた後、以下に示す場合においては県の承認を受けること
 - ア 補助事業の変更
次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業変更承認申請書（様式第6号）を提出し、事前に承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的、成果に大きな影響を及ぼさない事業計画の細部の変更である場合、かつ補助対象経費の総額が30パーセント以内の減額の変更である場合を除く
 - イ 補助事業の中止
次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業中止承認申請書（様式第7号）提出し、事前に承認を受けること
 - ウ 補助事業期間の延長
次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金事業期間延長承認申請書（様式第8号）を提出し、事前に承認を受けること
- (2) 交付決定後、決定内容又はこれに附された条件に不服があり申請を取り下げる場合、交付決定通知を受けた日から20日以内に次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付申請取下書（様式第9号）を提出し、申請の取下げを行うこと
- (3) 補助事業が補助金交付の年度内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合、速やかに次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業事故報告書（様式第10号）を提出し指示を受けること
- (4) 補助事業を完了したときは、事業完了日から30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業実績報告書（様式第11号）及び次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業収支報告書（様式第12号）を提出すること
- (5) 公開可能な範囲における事業内容や成果について、広く周知・公表するように努めること
- (6) 県又は信州次世代空モビリティ活用推進協議会が主催する会議体やイベント、情報発信の場において、事業の成果発表に協力するよう努めること
- (7) 補助事業により取得又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、以下を遵守すること
 - ア 財産管理に関する規程を定め、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること
 - イ 当該財産の耐用年数経過前に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保）する場合は、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金財産処分承認申請書（様式第14号）の提出により事前に承認を受けること

※当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させる場合がある

※耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に準じる

- (8) 事業に係る総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備すると共に、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと
※県は、事業者等からの実績報告書に基づき、交付する補助金額を確定し、精算払いする。補助金額は補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内で実際に支出したことが確認できる費用の合計となるため、全ての支出に関して証拠書類の保存・保管が必要
- (9) 実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること
- (10) 本事業は、事業終了後も含めて、長野県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は協力すること

（補助金の請求）

第11 補助金の請求手続は以下の各号のとおりとする。

- (1) 自己資金による対象事業の遂行が困難である場合は、補助金の概算払いを請求できる
- (2) 補助金の交付（概算払いを含む）を受けようとするときは、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付（概算払）請求書（様式第13号）を提出するものとする
- (3) 当該年度の補助金額を確定した場合において、概算払いの額が確定した補助金額を上回っていた場合はその超過した額を返還する必要がある
- (4) 補助事業完了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る金額は補助対象外とする

（実施要領等に関する質問の受付）

第12 実施要領に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間
令和8年6月1日(月)から6月22日(月)17時まで(必着)
- (2) 質問方法
 - ア 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金業務等質問（回答）書（様式第15号）を電子メールにより提出すること
 - イ 提出時には電話で担当者に到達確認すること
 - ウ 電子メールのタイトルに「【質問】次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金」と明記すること
 - エ 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けられないため留意すること
- (3) 提出先
長野県企画振興部DX推進課 担当 吉澤、青木、森
電話番号（代表）026-232-0111（内線：5157）
（直通）026-235-7072

メールアドレス dx-promo@pref.nagano.lg.jp

(4) 回答方法

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金業務等質問（回答）書（様式第15号）に記載し、メールにて回答するとともに、以下のWebページにて公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する

<https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-promo/2010kobo.html>